

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	森林環境政策課
契約締結年月日	令和 8 年 3 月 5 日
契約者名	弁護士 貞弘賢太郎（シティユーワ法律事務所）
契約名	調停等代理委任契約 ・ 甲府地裁令和 7 年（ユ）第 1 号～第 6 号 賃料額確認等請求調停申立事件 ・ 甲府地裁令和 8 年（モ）第 4 0 0 6 号 保全異議事件
契約金額 （税込み）	4 7, 1 0 5, 7 4 0 円
随意契約理由	本件は、県有地賃料額確認請求等についての民事調停申立事件（当該事件に係る民事調停が不成立となった後に提起する民事訴訟を含む。）及び仮処分命令申立事件の決定に対する保全異議申立事件（保全異議申立事件の決定に対する保全抗告申立事件を含む。）について、調停等代理委任契約を締結するものである。 令和 3 年 3 月 3 1 日開催の県議会全員協議会での説明を経て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」においては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。 この遂行には、借地借家法に関する高度かつ専門的な知識及び経験が必要であるところ、貞弘賢太郎弁護士が所属するシティユーワ法律事務所は、国内大手企業の法律顧問としての豊富な不動産紛争解決の経験を有するとともに、裁判官や検察官 O B など多様な弁護士を揃え、事務所内で選抜したチームにより県有地を巡る一連の係争を総合的に分析・評価していることから、「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。 よって、本件は委任業務の性質上競争入札に適さないものであり、上記各事件に係る代理人は貞弘賢太郎弁護士が最適であるから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同弁護士との随意契約を行うこととする。
随意契約の 適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号